

### テーマ：災害

今年の梅雨は、前半は少雨で始まり、後半は豪雨で各地に多大な被害をもたらしました。災害に備える事は大切なことですが、もし災害により損失を受けてしまった場合、税金での救済策はどのようなものがあるのかをまとめてみました。

#### 税金で災害等として損害を認められるものは次の場合に限られています。

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害 シロアリの駆除費用等（予防は認められません）
- (4) 盗難 } 警察に届けられた被害届受理証明書
- (5) 横領 }  
 なお、詐欺や恐喝は災害等には含まれません。



#### 災害による期限の延長

災害その他やむを得ない理由によって、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出または納付等の期限までに、これらの行為をすることが出来ないと認められるときは、その理由がやんだ日から2ヶ月以内に限り、その期限が延長されます。

- (1) 地域指定による期限延長  
 国税庁長官が災害のあった地域及び期日を指定して、申告、納付等の期限を延長するもので、指定された地域内に納税地のある納税者については、**申請手続きなし**で延長されます。
- (2) 個別指定による期限延長  
 地域指定が行われた地域内に納税地を有しない納税者（指定地域内に事業所を有する等）について、災害その他やむを得ない理由により期限までに申告や納税ができないときは、納税地の所轄税務署長に**申請することにより**、2ヶ月以内に限り、申告、納付等の期限が延長されます。



#### 災害を受けたときの納税の猶予

- (1) 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予  
 全積極財産のおおむね20%以上の損失を受けた方。損失を受けた日以後1年以内に納付します。納税の猶予期間は、損失の程度により納期限から1年以内の期間になります。災害のやんだ日から2ヶ月以内に、「納税の猶予申請書」及び「被災明細書」を提出します。

- ・災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税又は法人税や災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税又は贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの。
- ・災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの。
- ・災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限が損失を受けた日以前に到来するものうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの。
- ・予定納税に係る所得税並びに中間申告に係る法人税及び消費税。

- (2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予  
 災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付する事ができないと認められる場合には、税務署長に**申請することにより**、納税の猶予を受ける事ができます。納税の猶予期間は原則として1年ですが、猶予の期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、2年の期間内で、申請により猶予期間の延長を受ける事が出来ます。よって、同一の災害を理由として、上記(1)と(2)により最長3年間の猶予を受ける事ができますが、(2)の猶予を受けようとする場合、受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。

税の軽減には、次の2つがあります。 **所得税の雑損控除と災害減免法による所得税の軽減免除**



### 《将軍の日》



毎月開催しております、**利益計画書作成セミナー：将軍の日** まだお越し頂いてないお客様はぜひ一度お越しください。

開催日	対象者	申込期限
8月20日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月17日(月)
9月17日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月14日(月)
10月15日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月13日(火)
11月19日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月16日(月)

### 《8月のスケジュール》

10	月	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付期限
20	木	<b>将軍の日：元氣玉利益計画作成セミナー</b>
31	月	6月決算法人の確定申告・納付期限
		12月決算法人の中間申告・納付期限
		<b>個人事業税の納付(第1期分)</b>
		<b>個人事業者の21年分消費税・地方消費税の中間申告・納付期限</b> →振替手続きをしている場合は <b>9月28日(月)振替</b>

### 災害や盗難、横領などで資産に損害を受けたときの雑損控除

- (1) 雑損控除の対象になる資産の要件  
 資産の所有者が、納税者本人または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額が38万円以下の者。
- (2) 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。  
 〔 事業用の資産や別荘、書画、骨董、貴金属等で1個又は1組の価格が30万円を超えるものは当てはまりません。 〕
- (3) 損害控除として控除できる金額  
 次の二つの内いずれか多い方の金額です。その年で控除しきれない場合3年間まで繰越控除できます。  
 1. (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%  
 2. (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円
- (4) 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などにより補てんされる金額  
 損害金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊し又は除去する為に支出した金額などです。保険金などにより補てんされる金額とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です。

#### 災害減免法による所得税の軽減免除

**震災、風水害、火災等の災害**によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除きます）がその時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の合計所得金額が1000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除を受けない場合は下記のように、所得税が軽減または免除されます。

所得税の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円を超え1000万円以下	所得税の額の4分の1

雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減免除は、納税者の選択により有利な方法を選べます。受ける為の手続きは、確定申告書にて行います。災害関連支出の金額の領収証を添付するか提示が必要です。

#### 消費税では、災害等により簡易課税制度の適用を受ける（受けることをやめる）必要が生じた場合

- 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより、災害が生じた日の属する課税期間等について、
- (1) 災害等により、事業者の事務処理能力が低下したため、簡易課税制度を適用して申告する必要が生じた場合。
- (2) 災害等により、棚卸資産その他業務用資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合。

災害のやんだ日から2ヶ月以内に「**災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書**」を提出し、所轄税務署長の承認を受けることにより、簡易課税制度の適用を受けること、若しくは適用をやめることが出来ます。

### 《インターンシップについて》

弊社では、毎年9月に岡山大学からのインターンシップの受入を行っていますが、今年は、倉敷商業高校からもご依頼があり、7月に高校2年生4名が2人づつ、3日間の計6日間職場体験に来て頂きました。

職場体験という事ですが、税理士法の守秘義務遵守の為、学生の皆様には研修室や会議室での研修で、弊社にて作成したテキストによる実務研修を行わせて頂くなど、情報保護には万全を心がけております。

地域社会への心地よさの創造という弊社の経営理念の下、可能な限りの貢献を行って行きたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力の程宜しくお願いいたします。

松田 典さん

3日間というとても短い期間でしたが、色々な事を教えて下さり本当にありがとうございます。事務所に入った時は、少し緊張していましたが、皆さんはとても活気に溢れ、真剣で雰囲気も良く、最終日には慣れることが出来、また良い緊張感で過ごすことが出来ました。社会人、人間にとって大切なマナー意識・電話応対・名刺交換でのマナー・財務・年末調整・所得税の確定申告等様々な事を教えて頂き、とても刺激的で興味を持つことが出来、とても楽しく嬉しかったです。ここで学ばせて頂いた事は、これからの人生に活かし大切にします。本当にありがとうございます。



廣野 勇樹さん

訪問する前は、「税理士事務所とはどうゆう所なのだろう。やはり厳しい所なのかな」と思っていました。しかし、三宅税理士事務所の皆さんは、私たちの為に貴重な時間を割いてくださったにも関わらず、優しく丁寧に指導をしてくださいました。社会の中で役に立つお話を、電話での対応のマナー帳簿の作成方法・申告書の作成方法など様々な事を熱心にまた親切に教えてくださいました。質問にも丁寧に答えてくださり、有意義に学習することが出来ました。皆さんの明るく元氣な笑顔に接することが出来てとてもうれしく楽しい3日間を過ごすことが出来ました。貴重な体験をさせていただきとても感謝しております。



鈴木 美緒さん

3日間という短い期間でしたが、大変お世話になりました。仕事をやってみて、難しい事も多かったけど、それをクリアしていったら嬉しかったし、楽しかったです。ここに来て良かったです。迷惑ばかりかけてしまってますみませんでした。でも、こんな私に優しく接して下さい、ありがとうございました。本当に感謝しています。

中園 あゆみさん

3日間、色々なことを体験させていただき、ありがとうございます。先生からは、厳しそうなお話を聞かされていたし、事前に宿題も出されていたので、最初は不安と緊張でいっぱいでした。でも、皆さん優しく、貴重な体験ができて良かったです。皆様、本当にありがとうございました。



### ～夏期休暇のお知らせ～

勝手ではございますが下記の通り、弊社のリフレッシュ休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑等をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。リフレッシュ後は、更にお客様のお役に立てますよう、全力投球させていただきます。**期間：8月12日(水)～8月16日(日)**